

灯油の単価供給契約に係る一般競争入札公告

山梨県立あけぼの医療福祉センターが発注する灯油の単価供給に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年9月2日

山梨県立あけぼの医療福祉センター
所長 畠山和男

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称、品質（規格）及び数量
 - ①名称 灯油
 - ②品質（規格） JIS規格第1号
 - ③予定数量 194,000リットル
- (2) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (3) 納入場所 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
山梨県立あけぼの医療福祉センター
- (4) その他 予定数量は見込みであり、契約期間中の発注数量を保証するものではない。

2 事務を担当する所属

- ・名 称 山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 総務施設管理担当
- ・所在地 〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
- ・電話番号 0551-22-6111

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - ④ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けて

いない者

- ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き 2 年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 山梨県内に本店又は支店を有し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和 3 年山梨県告示第 67 号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録者のうち認定種目が「石油製品」または「燃料」に登録されている者であること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和 4 年 9 月 8 日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第 6 号)第 1 条第 1 項に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、2 に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和 4 年 9 月 8 日(木)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、2 に掲げる場所において直接交付する。

また、郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「灯油の単価供給契約に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手(210 円)をはった角形 2 号(A4 判)の郵便封筒を同封して、2 に掲げる場所まで送付すること。

なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、申請書を提出し、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

申請書の提出は、この公告の日から令和 4 年 9 月 9 日(金)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、2 に掲げる場所へ持参もしくは郵送すること。郵送の場合、提出期限必着とすること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和 4 年 9 月 26 日(月) 午前 11 時 00 分
- ② 場所 山梨県立あけぼの医療福祉センター 会議室

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、規則第127条第1項及び第3項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号の規定により、これを免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金

規則第109条の規定により、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結の際に納付すること。

ただし、規則第109条の2各号に該当する場合は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなったりした場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県立あけぼの医療福祉センターは損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合せ先

山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 総務施設管理担当

電話 0551-22-6111